

判決要旨

注記：可能な場合には、本件に関しても同様に、意見書が発行される時点で判決要旨（頭註）が公表される。判決要旨は当裁判所の意見の一部を構成するものではなく、読者の便宜のために判決報告官により作成されたものである。United States v. Detroit Timber & Lumber Co., 200 U.S. 321, 337 を参照。

合衆国最高裁判所

判決要旨

DEWBERRY GROUP, INC., FKA DEWBERRY CAPITAL CORP. 対 DEWBERRY
ENGINEERS INC. 事件

連邦第4巡回区控訴裁判所に対する移送命令

事件番号 23-900、2024年12月11日弁論—2025年2月26日判決

連邦ランサム法は、勝訴した原告が標章の不正使用から生じた「被告の利益」を回収できると定めている。15 U. S. C. § 1117(a)。Dewberry Engineers はランサム法に基づく商標侵害を理由に、競合する不動産開発会社の Dewberry Group を提訴し勝訴した。Dewberry Group は、別法人の関連会社が所有する不動産から賃貸収入を生み出すために必要なサービスを提供している。この収入は関連会社の帳簿に計上されており、Dewberry Group は合意された料金のみを受け取っている。その料金は明らかに市場価格より低く設定されており、Dewberry Group は何十年も赤字経営を続け、当該 Group と関連会社の双方を所有する John Dewberry からの現金注入によってのみ存続している。この「経済的実態」を反映するため、地方裁判所は利益裁定額の計算上、Dewberry Group とその関連会社を「単一の法人として」扱った。それにより地方裁判所は、Dewberry Group が標章を侵害した年の関連会社の不動産利益を合計し、約 4300 万ドルという裁定額を算出した。控訴裁判所の合議体は意見が分かれたものの、その裁定を支持した。

判示：ランサム法第 1117(a)条に基づき商標侵害訴訟の勝訴した原告に対する「被告の利益」を裁定する際、裁判所は「被告」自身に帰属する利益のみを裁定できる。さらに「被告」という用語は、その通常の法的意味を持つ。即ち、救済または賠償を請求されている当事者、本件では Dewberry Group である。Engineers は、当該 Group の関連会社を被告として追加することを選択しなかった。したがって、関連会社の利益は、通常理解されるような（法的に不当利得となる）「被告の利益」ではない。

さらに会社法の背後にある原理も、一つのものを別のものに変換することはしない。当裁判所は多くの場合、連邦法にこの原理を組み入れて解釈してきた。ゆえに会社法が全ての関連会社を「単一の法人」として扱うのであれば、用語「被告」を同様に解釈する理由があるだろう。United States v. Bestfoods, 524 U. S. 51, 62 を参照。しかし、通常の原則は逆である。「米国の会社法上、別個に設立された組織は別個の法的権利と義務を有する別個の法的単位であることが、長年にわたり確立されている」。Agency for Int'l Development v. Alliance for Open Society Int'l Inc., 591 U. S. 430, 435。これは事業体が関連会社であっても、本件のように所有者が同じであっても変わらない。特定の状況下では、裁判所はとりわけ会社法の手続により不正行為が隠蔽されるのを防ぐために、「法人格を否認する」ことができるが、Bestfoods, 524 U. S., at 62、Dewberry Engineers は法人格否認の法理に必要な証明をしようとしなかったことを認めている。それゆえ会社法の手続を尊重することが依然として要求される。この要求はランサム法の条文とも一致する。即ち、「被告の利益」は「被告」の利益であって、その関連会社を加えるものではない。

Dewberry Engineers はこれらの点について議論していない。代わりに、ランサム法の救済条項における後の文章に基づき、裁判所は関連会社の利益を考慮に入れることができると主張している。「利益に基づく回収額が不十分または過剰であると裁判所が認定する場合、裁判所は状況に応じて独自の裁量で、正当と認める金額の判決を下すことができる」。§ 1117(a)。Engineers の考えによれば、このいわゆる「適正額条項」により裁判所は、最初に「被告の利益」を評価した後、「被告の真正な経済的利益」をより良く反映する異なる金額を決定することができる。Brief for Respondent 24。さらにこの「第 2 段階」で、裁判所は関連会社の利益を「関連する証拠」として考慮できる。しかし、地方裁判所は、適正額条項に依拠しなかった。地方裁判所は「被告の利益」を計算する際に、Dewberry Group とその関連会社を単一の法人として扱っただけである。さらに第 4 巡回

区控訴裁判所は、この状況において関連会社の法人格の独立性を無視することが正当化できると考えて、地裁のアプローチに同意した。適正額条項は分析されなかったため、提示された 4300 万ドルの裁定額の裏付けとはならない。

新たな裁定手続のために本件を差し戻すにあたり、当裁判所は複数の未検討の問題を残している。裁判所が利益の裁定額の裏付けとして適正額条項を利用できたかどうか、またはどのように利用できたかについて；適正額条項に依拠しなくても、裁判所が被告の真正な経済的利益を考慮するために、被告の税務記録や会計記録の背後を調べられるかどうか、またはどのように調べられるかについて；さらに法人格否認の法理が利用可能な選択肢として残されているかどうかについて、当裁判所はいかなる意見も表明しない。Pp. 4-8
77 F. 4th 265、判決破棄・差し戻し

KAGAN 判事が全員一致の法廷意見を発表した。SOTOMAYOR 判事が補足同意意見を提出した。

連邦最高裁判例集第 604 巻 ____ 頁（2025 年）として引用

裁判所の意見

通知：本意見は、合衆国判例集に掲載される前に形式的な修正の対象となる。読者の方々が誤植その他の形式的な誤りに気づいた場合、Washington, D.C. 20543、pio@supremecourt.gov の合衆国最高裁判所、判決報告官までお知らせいただきたい。

合衆国最高裁判所

No. 23-900

DEWBERRY GROUP, INC., FKA DEWBERRY CAPITAL CORP. 対 DEWBERRY
ENGINEERS INC. 事件

連邦第 4 巡回区控訴裁判所に対する移送命令に関して

[2025 年 2 月 26 日]

KAGAN 判事が当裁判所の意見を公表した。

商標侵害訴訟で勝訴した原告は多くの場合、「被告の利益」の裁定額を得る権利がある。15 U. S. C. § 1117(a)。この裁定を行う際、本件において地方裁判所は、名前を記載された被告企業の利益と、本件訴訟の当事者ではない別法人の関連会社の利益を合計した。当裁判所は本日、地方裁判所がそうすることで誤りを犯したと判示する。関連する法律規定に基づき、裁判所は被告自身に適正に帰属する利益のみを裁定することが可能であった。

I

本件の商標紛争は、企業名に文字「Dewberry」を伴う、無関係な 2 社の不動産会社の間で起きている。

Dewberry Engineers は、複数の南東部の州を中心に、全国の営利団体向けに不動産開発サービスを提供しており、文字「Dewberry」の登録商標の所有者でもある。この標章により、Dewberry Engineers は不動産サービスの提供において「Dewberry」名称を使用する一定の排他的権利を与えられている。

Dewberry Group も南東部で営業している商業用不動産会社であり、開発業者 John Dewberry により所有され、彼のポートフォリオにおける別法人の他の会社（全部で約 30 社）だけにサービスを提供している。これらの関連会社はそれぞれ一つの賃貸用商業不動産を所有しているが、業務活動を遂行する従業員はいない。それは Dewberry Group の役割である。当該 Group が関連会社に必要なサービス、即ち金融、法務、運営およびマーケティングサービスを提供し、関連会社が所有する不動産から賃貸収入を生み出している。この収入は関連会社の帳簿に計上され、Dewberry Group は合意された料金だけを受け取る。そしてこの料金は、明らかに市場価格より低く設定されている。当該 Group の納税申告書によれば、何十年も赤字経営であり、John Dewberry 自身からの不定期の現金注入によってのみ存続している。その一方で、やはり彼が所有する関連会社は、数千万ドルの利益を上げている。

John Dewberry のビジネス全体の成功の一部は、商標侵害からもたらされており、具体的には「Dewberry」名称に関する Dewberry Engineers の商標権を Dewberry Group が侵害している。（あまりに Dewberry が多くて、この文章が分かりづらいのであれば、それこそが商標権が存在する理由である。即ち、製品やサービスを提供している会社を消費者が混同するのを防ぐために商標権が存在する）。Dewberry Engineers は約 20 年間にわたり、Dewberry Group に対して自己の商標権を防御しようとしてきた。2007 年に Engineers が当該 Group を提訴した侵害訴訟では、当該 Group が文字「Dewberry」の使用を制限することで和解に至った。しかし、10 年ほど経つと、Dewberry Group は約束をほごにした。ブランドイメージ刷新の一環として、当該 Group はその関連会社の不動産の賃貸に使用するマーケティングその他の資料において「Dewberry」名称の使用を再開した。

ゆえに Dewberry Engineers は再び Dewberry Group を提訴し、圧倒的に勝訴した。Dewberry Group のみに対して起こされたこの訴訟は、連邦ランハム法に基づく商標侵害と不正競争に加え、州法に基づく契約（即ち、和解契約）の違反も申し立てていた。地方裁判所は、全ての訴因について Dewberry Group に責任があると認定し、とりわけ Dewberry Group による商標侵害を厳しく非難した。これらの違反は「意図的、故意かつ悪意」であったと、地裁は認定した。2022 WL 1439826, *6 (ED Va., Mar. 2, 2022)。Dewberry Group は「自己の行為の違法性に警告を発する多くの赤信号」に遭遇していたにもかかわらず、商標登録された名称を使用し続けた。同書、at *2；同書参照、at *6。

これらの意図的侵害の認定は、後に第4巡回区控訴裁判所により支持されており、当裁判所での審理対象ではない。77 F. 4th 265, 289, 291 (2023)を参照。

まだ争点として残っている問題は、地方裁判所の侵害救済のための利益の裁定額である。ランサム法の規定によれば、Dewberry Engineersのような勝訴した原告は商標侵害から生じた「被告の利益」を回収できる。§1117(a)。本件で名前を記載された唯一の被告は、Dewberry Groupである。しかしDewberry Groupは、先述したように、いかなる利益も報告していない。前掲、at 2を参照。むしろ地方裁判所は、当該Groupの不法行為（その全てのサービス）から得た利益が「[不動産所有者である関連会社の]帳簿だけに計上されている」ことを認定した。2022 WL 1439826, *9。その「経済的実態」を反映するために、地裁は利益裁定額の計算上、Dewberry Groupとその関連会社を「単一の法人として」扱うことを決定した。同上、at *10。地裁はその理由として、これらの会社を別個に考えると、「Dewberry Group 企業全体」が「その意図的かつ悪意の侵害の経済的結果を免れて」しまうだろうと述べた。同上。一方、これらの会社を一緒に考えると、ランサム法が対象とする「不当利得」を防止できる。同上。ゆえに地裁は、Dewberry Groupが侵害した年の関連会社の不動産利益を合計し、約4300万ドルという裁定額を算出した。同書、at *14を参照。

控訴裁判所の合議体は意見が分かれたものの、その裁定を支持した。多数派は「Dewberry Group とその関連会社の関係の『経済的実態』」を繰り返し指摘しながら、これら全ての会社を「単一の法人として」扱う地方裁判所に同意した。77 F. 4th, at 290 (2022 WL 1439826, *10を引用している)。このアプローチは、企業利益を目的としたDewberry Groupによる侵害資料の使用について適切に「Dewberry Groupに責任を負わせた」と、多数派は論じた。77 F. 4th, at 293。これらの会社の結びつきを考えれば、当該Groupではなく、関連会社が「収入を受け取った」ことは問題ではなかった。同上。それ以外の認定をすれば、「侵害行為の経済的結果を回避するために会社法の手続を悪用する青写真」を企業に与えることになるだろうと、多数派は考えた。同上。Quattlebaum判事は異議を唱えた。彼ならば、被告の利益を計算する際に「非当事者の収入を単純に追加する」権限は地方裁判所にはないと判断しただろう。同書、at 300。

当裁判所は602 U. S. ____ (2024)の移送命令を許可し、これをもって下級審の判決を取り消す。

II

商標侵害の利益の裁定を認める条文は、下級裁判所が取ったアプローチの裏付けにはならない。また、救済問題を扱うランハム法の条項によれば、Dewberry Engineers のような原告は「被告の利益を回収」する「権利がある」と規定されている。§ 1117(a)；前掲、at 3を参照。「被告」という用語は特に定義されていないため、通常の法的意味を有する。つまり「被告」とは、「訴えまたは訴訟において救済または賠償を請求されている当事者」である。Black's Law Dictionary 541 (3d ed. 1933)。ゆえに本件の被告は、Dewberry Engineers の訴状において「Dewberry」商標侵害の責任を負う者として名前を記載された事業体であり、その事業体は Dewberry Group だけである。App. 1（「原告 Dewberry Engineers は……被告 Dewberry Group に対する本訴状を提出する」）を参照。Engineers は、当該 Group の不動産を所有している関連会社を被告として追加することを選択しなかった。したがって、これら関連会社の利益は、通常理解されるような（法的に不当利得となる）「被告の利益」ではない。

さらに会社法の根底にある原理も、一つのものを別のものに変換することはしない。当裁判所は多くの場合に、連邦議会はコモンローの「基盤となる」特徴を排除することを望んでいなかったらうという考えから、この原理を連邦法に組み入れて解釈してきた。United States v. Bestfoods, 524 U. S. 51, 62 (1998)。ゆえに会社法が全ての関連会社を（地方裁判所が言うように）「単一の法人」として扱っているのであれば、当裁判所も同じく、明確な独自性の欠如を理由に本件被告の関連会社を巻き込む形で、用語「被告」を解釈できただろう。しかし実のところ、通常原則は逆である。「米国の会社法上、長年にわたり、別個に設立された組織は別個の法的権利と義務を有する別個の法的単位であると解釈されている」。Agency for Int'l Development v. Alliance for Open Society Int'l Inc., 591 U. S. 430, 435 (2020)。これは事業体が関連会社であっても、本件のように所有者が同じであっても変わらない。同上；Dole Food Co. v. Patrickson, 538 U. S. 468, 474-475 (2003)を参照。確かに、「法人格の独立性の原則」には例外がある。裁判所は特定の状況下では、とりわけ会社法の手続が不正行為を隠蔽するのを防ぐために、「法人格を否認する」ことができる。Bestfoods, 524 U. S., at 62；Dole Food, 538 U. S., at 475。しかし、Dewberry Engineers は自ら認めているように、法人格否認の法理に必要な証明をしようとしなかった。Brief for Respondent 52, n. 8を参照。それゆえ会社法の手続を尊重するこ

とが依然として要求される。この要求はランハム法の条文ともぴったり一致する。ここでも言うが、「被告の利益」は「被告」の利益であって、その関連会社を加えるものではない。

Dewberry Engineers はこれらの点について議論できないし、議論していない。下級審の決定を擁護するには、別の法律用語を伴う異なる道を進まなくてはならない。確かに Engineers は、裁判所には「法人格の独立性を無視」し、関連会社の利益の不当利得を「被告」自身のものであるとして命じる権限がないことを認めている。同書、at 2。しかし、裁判所は別の方法で関連会社の利益を考慮できると、Engineers は述べている。Dewberry Engineers はここで、ランハム法の救済条項における後の文章を引用している：「利益に基づく回収額が不十分または過剰であると裁判所が認定する場合、裁判所は状況に応じて、独自の裁量で公正と考える金額の判決を下すことができる」。§ 1117(a)。Engineers の考えによれば、このいわゆる「適正額条項」により裁判所は、最初に「被告の利益」を評価した後、「被告の真正な経済的利益」をより良く反映する異なる金額を決定することができる。同書、at 24。さらにこの「第 2 段階」で、例えば被告が収入の一部を関連会社の帳簿に流用したかどうかを調べるために、裁判所は関連会社の利益を「関連する証拠」として考慮できる。同書、at 1, 38。最後に Dewberry Engineers は、下級裁判所は実際にこのアプローチに従ったと主張している。言い換えると、下級裁判所は適正額条項に基づく Dewberry Group の「真正な経済的利益」を評価する際に、関連会社の利益を証拠として考慮しただけであった。同書、at 40。

しかしながら、Dewberry Engineers が 4300 万ドルの裁定額を獲得した理由としては、これは妥当な見解とはいえない。地方裁判所は、適正額条項に依拠しなかった、あるいは Dewberry Group の真正な利益を反映するために、当該 Group の報告された利益を出発点としたことを示唆しなかった。裁定額を決定するための 2 段階プロセスは存在せず、「被告の利益」の計算という 1 段階しかなかった。2022 WL 1439826, *14; see id., at *9-*10。さらにその評価をする際に、地方裁判所は誰の利益を考慮すべきかについて、Dewberry Group とその関連会社の双方を明示し、その理由として、これらの会社全てを「単一の法人として扱う」べきであると述べた。同上。このような扱いは、その文言上、「会社法の手続」を無視しており、同様に「法人格の独立性の原則」も無視している。Dole Food, 538 U. S., at 476 ; Bestfoods, 524 U. S., at 62。さらなる証拠が必要ならば、地裁が到達した数字に証拠が示されている。その数字は、該当する年度における全ての Dewberry 企

業の不動産利益を単に合計したものであった。その金額は、Dewberry Group とその関連会社を全体として一つの「被告」とみなすべきであるという考えと一致している。その一方で、下級審で何が行われたかに関する Engineers のもう一つの解釈とは矛盾する。地裁が Engineers の見解を採用するには、当該 Group 自身の利益を反映するものとして、関連会社のどの利益が Dewberry Group に適正に帰属しているかを特定しなければならなかっただろう。さらに地裁はおそらく、（少なくとも）関連会社が賃貸物件を所有していたことを考えれば、全ての利益が該当すると結論づけることはできなかつただろう。地方裁判所の十把ひとからげの結果に到達する唯一の道は、より簡単な方法を取る、つまり Dewberry Group とその関連会社を（地裁自身が言ったように）単一の法人として一括りにすることであった。

控訴裁判所の判決もまた、Dewberry Engineers の説明とは程遠い。地方裁判所と同じく、第 4 巡回区控訴裁判所も適正額条項に依拠せず、それを可能にする「2 段階」分析も行わなかった。控訴裁判所は、地方裁判所の判決の根拠について、下級裁判所は利益を決定するために「Dewberry Group とその関連会社を単一の法人として扱った」と、単刀直入に説明した。77 F. 4th, at 290。さらに控訴裁判所は、地方裁判所とほぼ同じ理由でその扱いを承認し、その根拠として、Dewberry 企業の運営方法の「経済的実態」と、そうしなければ「会社法の手続」により侵害行為が処罰を逃れてしまう懸念を指摘した。同上、同書、at 293；前掲、at 3 を参照。このような状況における懸念は間違いではない。しかし、Engineers でさえ同意しているように、被告企業（即ち、Dewberry Group）とその別法人である関連会社との区別を無視することは正当化できない。これらの企業を同一のものとして扱うことにより、下級裁判所は、被告以外の利益を含み、それゆえにランサム法の許容範囲を超える裁定額を承認した。

新たな裁定手続のために本件を差し戻すにあたり、当裁判所は複数の未検討の問題を残している。第一に、適正額条項に関する Dewberry Engineers の解釈について、当裁判所はいかなる意見も示さない。当裁判所が結論づけたのは、下級裁判所が 4300 万ドルの裁定額の裏付けとして適正額条項を引用しなかったということだけである。下級裁判所が適正額条項を利用できたかどうか（またはどのように利用できたか）は、当裁判所で審理すべき問題ではない。ましてや権利喪失の原則を考慮して、Dewberry Engineers が差戻し審で自己の適正額理論を主張できるかどうかも、当裁判所の守備範囲外である。第二に、適正額条項に依拠しなくても、裁判所が「取引の経済的実態」を考慮し、被告の「真正な

経済的利益」を特定するために、被告の納税・会計記録の背後を調べられる時期に関する政府の立場についても、当裁判所はいかなる意見も述べない。Brief for United States as Amicus Curiae 13；同書、at 18-22, 30-34 を参照；Tr. of Oral Arg. 36- 41。また、政府の提案を考慮するかどうかの判断も、下級裁判所に委ねられている。そして第三に、本件の口頭弁論で提起されたように、差戻し審における選択肢として、法人格否認の法理が利用可能かどうかについても、当裁判所はいかなる意見も示さない。同書、 at 77 を参照；Brief for Respondent 52, n. 8。

当裁判所は本日、下級裁判所が「被告の利益」の計算上、Dewberry Group とその関連会社を単一の法人として扱ったのは誤りであったということだけを判示する。Dewberry Group は本件の唯一の被告であり、その表現に基づき、当該 Group 自身の利益だけが回収可能である。

したがって、当裁判所は控訴裁判所の判決を取り消し、この意見に沿った更なる手続のために、本件を差し戻す。

上記の通り命令する。

連邦最高裁判例集第 604 巻 ____ 頁 (2025 年) として引用

SOTOMAYOR 判事の補足同意意見

合衆国最高裁判所

No. 23-900

DEWBERRY GROUP, INC., FKA DEWBERRY CAPITAL CORP. 対 DEWBERRY
ENGINEERS INC. 事件

連邦第 4 巡回区控訴裁判所に対する移送命令に関して

[2025 年 2 月 26 日]

SOTOMAYOR 判事の補足同意意見。

ランハム法の適用上、裁判所は「被告の利益」を計算する際に法人格の独立性の原則を尊重しなければならないと判示する当裁判所の意見に、私は全面的に賛同する。前掲、at 5, 8 を参照。これらの原則とランハム法の平易な文言は、法人格否認の法理がない状態で、下級裁判所が関連会社の全ての利益を Dewberry Group に帰属させることを禁じていた。前掲、at 4-5 を参照。しかし、Dewberry Group 自身はその納税申告書において、いかなる利益も報告していない。当該 Group は何十年も赤字経営である一方、その関連会社は当該 Group の商標侵害サービスのおかげで、数千万ドルの利益を上げている。Dewberry Group は下級裁判所において、当該 Group 自身の納税申告書に基づいて利益を計算すべきであること、即ち当該 Group が支払うべき不当利得は 0 ドルであることを指摘した*。

私は、法人格の独立性の原則が裁判所に対して経済的実態を覆い隠すものではないことを強調するために、別個に意見書を書いている。さらにこの原則は、関連会社との取決めを通して被告の真正な経済的利益を隠蔽するための努力を含む、巧妙な会計処理を無理やり裁判所に認めさせようとするものでもない。それどころか、裁判所が「被告の利益」を

* 77 F. 4th 265, 290 (CA4 2023) (「Dewberry Group は、『納税主体の Dewberry Group, Inc. が納税申告書で損失を計上したため、利益がゼロだった』ことを示す証拠を提出した」) を参照；2022 WL 1439826, *9, *13 (ED Va., Mar. 2, 2022)；10 Ct. App. in No. 22-1622 etc. (CA4), pp. 4958- 4965。

計算する際に、被告とその関連会社の間における会計上の取決めに考慮できる無数の方法が存在している。2つの例で要点を説明する。

第一に、会社の収入の一部を実質的に関連会社に譲渡するという、非独立企業の関係を関連会社との間で確立している会社を考えてみよう。例えば、当該会社が侵害サービスに関して、その関連会社に市場価格より低い料金を請求する場合、そのような取決めは本質的に、当該会社の収入の一部を事前に関連会社に譲渡しているとみなすことができるだろう。このシナリオにおける関連会社の利益は、独立した企業関係であった場合に当該会社自身が稼いだであろう収入を圧迫する可能性がある。当該会社の利益を計算する際にこのような証拠を考慮することは、裁判所の焦点が「被告自身に適正に帰属する利益」の計算に留まっている限り、会社法の手続またはランサム法の条文に違反しないだろう。前掲、at 1。

さらに当裁判所は長い間、税務に関連して、法人格の独立性の原則に抵触することなく、事前譲渡スキームを説明することが可能だと認めてきた。例えば、*Commissioner v. Banks*, 543 U. S. 426, 433 (2005)（「納税者は、別の関係者に事前に経済的利益を譲渡することにより、その利益を総収入から除外することはできない」）；*Commissioner v. Sunnen*, 333 U. S. 591, 604 (1948)（同様）；*Lucas v. Earl*, 281 U. S. 111, 114–115 (1930)（同様）を参照。裁判所が類似の取決めに直面した場合、「収入がたとえ一瞬でもそれを稼いだ者に与えられることを防ぐために、どれほど巧妙に考案されていても」、ランサム法に基づく「被告の利益」を計算する際に、上記の先例が指針となるだろう。*Banks*, 543 U. S., at 434 (*Lucas*, 281 U. S., at 115 (原文に2回目の修正)を引用)。

第二に、不当利得の裁定額を計算する裁判所は、会社が関連法人を介して侵害サービスの報酬を間接的に受け取った証拠を考慮できるだろう。例えば、会社が侵害サービスについて市場価格より低い料金を関連会社に請求していたが、共通の所有者が当該会社への現金注入により不足分を補っていたという証拠がある場合、その証拠がランサム法に基づく当該会社の利益に影響を与えるだろう。実際、このような現金注入は、当該会社が独立した企業関係において自己の侵害サービスから稼いだであろう利益の一部を反映している可能性がある。*Brief for United States as Amicus Curiae* 18–19 を参照。しかも、ランサム法の不当利得裁定額の計算においてこのような証拠に依拠すれば、関連会社の利益を不当に被告に帰属させる必要もない。

要するに、法人格の独立性の原則は、裁判所が「被告の利益」を計算する際に実際的な

現実に目をつぶるよう強いるものではない。結局のところ、ランハム法自体が「衡平法の原則にしたがい」被告の利益を計算するよう裁判所に命じている。15 U. S. C. § 1117(a)。法人格の独立性の原則は、当然のことながら、会社が巧妙な会計処理により不正行為の責任を逃れることはできないという見解を支持するものである。衡平法は「形式よりも実質を重んじる」。2 J. Pomeroy, *Equity Jurisprudence* § 378, p. 40 (5th ed. 1941) (内部引用符省略)。衡平法は、「不正行為者が自身の不正行為により利益を得るべきではない」ことも要求している。Liu v. SEC, 591 U. S. 71, 80 (2020) (内部引用符省略)。さらに連邦議会は、「商標が可能な限り最大限の全国的な保護を受ける」ことを保証するために、ランハム法を制定した。Park 'N Fly, Inc. v. Dollar Park & Fly, Inc., 469 U. S. 189, 193 (1985) (内部引用符省略)。その制度において、不当利得の裁定は主要な役割を担っており、ランハム法の条文は、連邦議会が安易な脱税を是認したというあらゆる主張を排除している。

この問題は下級裁判所において適切な枠組みの中で検討されなかったため、当裁判所は本日、ランハム法の不当利得の裁定額を計算する際に、裁判所が被告の帳簿の背後を調べられる時期と方法について、明確に決定することを正当に拒否する。前掲、at 8を参照。しかし、差戻し審での新たな裁定手続において、下級裁判所はこの重要な問題を考察し、適切な場合は記録の再審理を検討できる。Zenith Radio Corp. v. Hazeltine Research, Inc., 401 U. S. 321, 331 (1971) (「追加の証拠を提出するための再審理の申立は、[事実審裁判所の] 適切な裁量に委ねられる」)を参照。我が国の商標法が機能するように、裁判所はビジネスの実際的現実に注意を払う必要があり、ランハム法はそうする権限と義務を裁判所に与えている。